

# 個人向けソーシャルメディアガイドライン(行動指針)



平成 26 年 5 月 18 日制定

南薩観光株式会社

GSE コンサル & マーケティング株式会社

# 個人向けソーシャルメディアガイドライン(行動指針)

## ガイドライン制定の目的と背景

当ガイドラインは、GSE グループ(南薩観光株式会社・GSE コンサル&マーケティング株式会社)の従業員と関係者(派遣社員、契約社員、外部委託会社等)「以下社員という」を対象とし、ソーシャルメディアの個人利用における適切かつ積極的な活用の推進と、適切なリスクマネジメントの両立を目的としたものです。

近年のソーシャルメディアの飛躍的發展を背景に、当社でもビジネスへ活用する事例が増えつつあります。その運用には一定のソーシャルメディアリテラシーが前提となり、その習得には個人での適切な利用が不可欠です。社員と関係者が当ガイドラインをふまえつつ、ソーシャルメディアの世界を体感し、双方向な対話を通じて知識・理解を深め、得られた有益な知見・アイデアは積極的に共有することで、GSE のイノベーションの活性化につなげましょう。

## 個人向けソーシャルメディアガイドライン

### 1. 常に正直さと誠実さをもって行動しましょう

ソーシャルメディアは不特定多数が集うオープンな場です。社の「就業規則・服務規程・個人情報管理規定など」ソーシャルメディア上においても最も正しい態度で、あらゆるトラブルに遭遇しないように適切な行動しましょう。

### 2. 著作権、プライバシー、機密情報、ブランドの取扱い、および情報の発信に関しては、コーポレートポリシーを理解し、遵守しましょう

社員はソーシャルメディアを個人として利用する場合も、社が定めた就業規則ならびサービス規程ポリシーに準拠する必要があります。特に、著作権、プライバシー、機密情報、コーポレートブランド(商標登録済)の取扱い、および情報の発信等に関しては、社内イントラネットに掲載されている各種基準書に必ず目を通して下さい。

### 3. 発言者の立場を明らかにしましょう

GSE 社員であることを明らかにする場合は、個人アカウントのプロフィール欄等に、投稿する意見や活動内容が **GSE を代表するものではない旨を明示**して下さい。

例: 投稿する意見や活動内容は私個人の見解に基づくものであり、所属企業・部門見解を代表するものではありません。

### 4. 投稿しようとする内容を慎重に確認しましょう

ソーシャルメディア上で、匿名性は決して保障されません。仲間内での会話が広く拡散したり、過去の投稿を手がかりに本人が特定されることは日常茶飯事です。言動は全て社会に公開される可能性があり、いちど発信された情報は完全に消去することが極めて困難であることを理解しましょう。また、発信内容に誤りがあった際には、速やかに訂正し、それを自ら公表しましょう。一人ひとりの振る舞いが、GSE の信用・名声および GSE の評価を左右し得ることを十分認識して下さい。

## 5. 議論に注意しましょう

ソーシャルメディアは議論が起こりやすい場ですが、感情的にならず、建設的な議論を心がけましょう。また、批判は推奨しません。あなたの批判の正しさを証明することが本当に社会に付加価値を生むのかを冷静に考えて下さい。

## 6. GSE のビジネスパートナーの皆様を守りましょう

GSE のビジネスは多岐にわたっており、たくさんのビジネスパートナーの皆様を支えられています。GSE 自身と同様に、ビジネスパートナーの機密情報を守ることが重要です。相手先の言動について許可無く公開することは避け、また、企業や個人が特定できるような投稿も避けるべきです。ビジネスパートナーに不利益を生じないように配慮して下さい。本人、会社とも、場合によっては、名誉棄損、守秘義務違反といった法的紛争の当事者となり得ることを認識して下さい。

## 7. GSE に関する情報は積極的に社内共有しましょう

ソーシャルメディア上で発見した GSE に関する有益な情報、或いはリスクについては、タイムリーに本社への共有をお願いします。内容を検討の上、適切な対応をいたします。

## 8. SNS における友達申請へのあり方方針（重要）

業務上、多数のステークホルダー(社の利害関係者)や個人的有利になりえると考えた第三者など、Facebook ほか業務上で知り得たお取引先の経営者・自治体発注権者である職員・個人的または関心ある異性などへ「友達申請」について相手に営業目的や個人的売名行為など不快感与える場合がございます。特に、社員(管理職以外)および契約社員が第三者経営者・決定権者へ名刺などによる検索での一方ならぬ友達申請はあらゆる憶測・推測され、GSE 社員行動方針や個人情報管理規定ならびプライバシーポリシー・機密事項など事業関連法令などに触れる場合もございます。初対面または業務上知り得たパートナーシップであり第三者のプライバシーを侵害する場合もございますので必ず業務上知り得たステークホルダーへの「友達申請」については極力、部署長・上司に相談するようお願いいたします。異性については、セクハラおよびストーカーなど第三者の不快感により一方ならぬ刑法上に基づき被害届など発する場合がございます。そのような、刑法上発する法令に対し、社としては一切関係なく関与するものではなく、各自社の規則規程、行動指針に理解の上の自己責任による活動行為となります。

## 9. 会社業務機密事項漏洩発信禁止

業務に伴う商談や業務内容などで特定した情報や意見聴取目的のための発信および画像及び音声など又は同業他社の宣伝行為と疑われるような画像や前文行為など漏洩発信は禁止とします。

※当ガイドラインは今後のソーシャルメディアの社外動向、社内活用状況を総合的に考慮し、適宜改訂を行う予定です。